

## 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画

### 【目標】

公立大学法人青森県立保健大学は、青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、「いのち」を育ててきた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進めています。

本学教職課程においては、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、地域社会、ひいては国際社会の発展に貢献するという本学の理念に基づき、保健医療福祉専門職としての能力の修得に加え、教員の養成に必要な課程を履修させることにより、資質能力の高い教員の養成を目指します。

種別の目標及び計画は以下のとおりです。

### 《栄養教諭一種》

#### 【目標】

栄養の専門家として、次に掲げる目標を達成できる栄養教諭の養成を目指します。

- ◇ 管理栄養士としての高度な専門性を生かして、食に関する指導および学校給食の管理の一体的な展開に取り組み、学校内における教職員、家庭や地域社会との連携をはかりながら食育を推進できる。
- ◇ 児童・生徒の生涯にわたる健康の保持・増進を栄養面から支え、食の自己管理能力や望ましい食習慣を身に付けさせるために、対象者に寄り添った教育を実践できる。
- ◇ 国内外、地域社会の子供たちを取り巻く栄養課題に目を向け、PDCA サイクルに基づいた食育活動を学校組織の一員として提案、展開できる。

#### 【計画】

栄養教諭一種免許状を取得するためには、学士の学位および管理栄養士養成課程修了（＋栄養士免許）が基礎資格となります。本学において、管理栄養士免許を取得するために必要な科目を修得し、さらに「教育の基礎的理解に関する科目」（教育基礎論、教職論、教育行政学、教育心理学、特別支援教育論、教育課程論）8単位、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」（道徳教育・特別活動論、「総合的な学習の時間」指導法概論、教育方法論、生徒指導論、教育相談）6単位、「教育実践に関する科目」（栄養教育実習事前事後指導、栄養教育実習、教職実践演習）4単位、「栄養に係る教育に関する科目」（学校栄養教育論、食育実践論）4単位、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」（生涯スポーツ、情報機器の操作（Ⅰ）・（Ⅱ）、English 1、日本国憲法）8単位を修得することにより、取得することができます。

※ 履修に関しては、管理栄養士養成課程科目及び栄養教諭科目の時間割確認とともに、CAP 制についての留意が必要。なお、4年次開講科目である「栄養教育実習」は、栄養教諭・学校栄養職員を目指すことが履修の前提となります。

### 《養護教諭二種》

#### 【目標】

保健師免許取得を希望し、かつ養護教諭二種免許の申請を希望する学生に対し、申請に必要な科目を修得する機会を提供します。

#### 【計画】

養護教諭二種免許状を取得するためには、「保健師の免許を受けていること」が基礎資格となります。申請を希望する学生は「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」（生涯スポーツ、情報機器の操作（Ⅰ）・（Ⅱ）、English 1、日本国憲法）8単位を修得する必要があります。